

■議案第81号 四万十町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)平成26年4月1日施行分を反映し高知県重度心身障害児・者医療費助成事業実施要項が改正されたことに伴い、町条例も改正を行うとともに、関係法令等の文言を修正するものです。

【内容】

・障害者総合支援法において制度が廃止されたため、条例中「共同生活介護」の文言を削る。

・「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、条項及び文言を整理。

【新旧対照表】

改正後	改正前
(助成対象者) 第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) (略) (2) 重度心身障害者又は当該重度心身障害者の保護者であって生活保護法の規定による扶助を受けていない者で、次のアからキのいずれかに該当するものとする。 ア 重度心身障害者が四万十町の区域内に住所を有する者(次の(ア)から(カ)に掲げる者を除く。) (ア) 他の市町村から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第29条又は第30条の規定による、介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練	(助成対象者) 第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) (略) (2) 重度心身障害者又は当該重度心身障害者の保護者であって生活保護法の規定による扶助を受けていない者で、次のアからキのいずれかに該当するものとする。 ア 重度心身障害者が四万十町の区域内に住所を有する者(次の(ア)から(カ)に掲げる者を除く。) (ア) 他の市町村から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条又は第30条の規定による、介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」

改正後	改正前
等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けている者 (イ) (略) (ウ) 他の市町村から四万十町の区域内に設置されている<u>障害者総合支援法第5条第26項</u>に規定されている福祉ホームに入居している者 (エ) 他の市町村長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、共同生活援助にかかる障害福祉サービスの提供を委託している者 (オ)・(カ) (略) イ 四万十町長が<u>障害者総合支援法</u>第29条又は第30条の規定による、介護給付費等の支給を行なっている者 ウ (略) エ 四万十町から他の市町村の区域内に設置されている<u>障害者総合支援法第5条第26項</u>に規定されている福祉ホームに入居している者 オ 四万十町長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、共同生活援助にかかる障害福祉サービスの提供を委託している者 カ・キ (略) (他の法令等との関連)	という。)の支給を受けている者 (イ) (略) (ウ) 他の市町村から四万十町の区域内に設置されている<u>障害者自立支援法第5条第22項</u>に規定されている福祉ホームに入居している者 (エ) 他の市町村長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、<u>共同生活介護又は共同生活援助</u>にかかる障害福祉サービスの提供を委託している者 (オ)・(カ) (略) イ 四万十町長が<u>障害者自立支援法</u>第29条又は第30条の規定による、介護給付費等の支給を行なっている者 ウ (略) エ 四万十町から他の市町村の区域内に設置されている<u>障害者自立支援法第5条第22項</u>に規定されている福祉ホームに入居している者 オ 四万十町長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、<u>共同生活介護又は共同生活援助</u>にかかる障害福祉サービスの提供を委託している者 カ・キ (略) (他の法令等との関連)

改正後	改正前
第7条 この条例による助成対象者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）、<u>障害者総合支援法</u>その他法令等によって国又は地方公共団体の負担において医療の給付が行われる場合は、当該負担額の限度において助成を行わない。	第7条 この条例による助成対象者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>その他法令等によって国又は地方公共団体の負担において医療の給付が行われる場合は、当該負担額の限度において助成を行わない。